

## 「合同地域スポーツ活動」Q & A（生徒・保護者用）

令和8年4月16日版  
秋田市教育委員会

**Q 1：「合同地域スポーツ活動」とはどのような活動ですか**

A 1：活動を希望する人たちが学校の枠をこえて集まり、基本的な技術を身に付けたり体力の向上を目指したりする活動です。

**Q 2：「合同地域スポーツ活動」はだれが指導するのですか**

A 2：これまで部活動に関わっていた指導員や外部コーチなどを含め、地域の方々が指導を行います。また、教育委員会では、指導者に対して研修会を実施しています。

**Q 3：所属している部活動と、違う種目に申し込むことができますか**

A 3：できます。

**Q 4：複数の種目の活動に参加できますか**

A 4：1種目のみとなります。

**Q 5：活動場所は選ぶことができますか**

A 5：在籍している中学校があるブロックでの活動を基本とします。ただし、保護者の送迎が可能な場合は、その限りではありません。

**Q 6：活動で使用する用具は自分で準備するのですか**

A 6：個人で使用するものは、基本的に各自準備してください。

**Q 7：決められた服装やユニフォームはありますか**

A 7：ありません。

**Q 8：負担する費用はありますか**

A 8：スポーツ安全保険の加入料と活動運営費を負担していただきます。活動運営費は、活動に必要な消耗品費や施設使用料など、種目ごとに異なります。

**Q 9：活動場所への移動はどうするのですか**

A 9：基本的に徒歩や自転車での移動となります。その他、バス等の公共交通機関や保護者による送迎も可能です。

**Q 10：活動中に、けがやトラブルが起きたときはどうするのですか**

A 10：それぞれの活動場所の指導者と保護者で対応することになります。けがや事故等は教育委員会に報告されますので、状況に応じて教育委員会も一緒に対応します。

**Q 11：休む時や早退する時は、誰に連絡をしたらよいですか**

A 11：登録後にインストールしていただく連絡用アプリを活用し、欠席・遅刻・早退などの情報を指導者に連絡することとなります。

**Q12：保護者が活動を見学することはできますか**

A12：見学可能です。

**Q13：中総体やその他の大会に向けた「休止期間」以外で、休みの日はありますか**

A13：月2回程度の実施日の他、指導者がそろわない場合や年末年始などは休みになることもあります。

**Q14：地域展開を開始した種目以外の部活動に所属している生徒も参加できますか**

A14：参加できます。

**Q15：地域展開を開始した種目以外の部活動に所属している場合、同じ週の土日に、土曜日は学校部活動、日曜日は「合同地域スポーツ活動」に2日連続して参加することはできますか**

A15：健康管理上の観点から休養日を設けるため、連続しての活動はできません。

**Q16：「合同地域スポーツ活動」の種目は、今後増えていきますか**

A16：令和8年度に実施する12種目で区切りとする予定です。

**Q17：「合同地域スポーツ活動」で練習しているチームとして試合を行うことはありますか**

A17：生徒・保護者に事前に周知した上で、練習試合を行う可能性はあります。

**Q18：送迎等の都合で参加できる日や時間が限定される場合でも参加することは可能ですか**

A18：参加することは可能です。

**Q19：「合同地域スポーツ活動」への参加の申込みはいつでもできますか**

A19：活動が始まった後でも申し込むことは可能です。参加を希望する場合は、秋田市教育委員会学校教育課（888-5808）までご連絡ください。

\*生徒・保護者用Q&Aは、随時内容を更新し、秋田市教育委員会ホームページに掲載します。

お問合せ先：秋田市教育委員会 学校教育課 Tel 018-888-5808